

■ 基本目標2 次代を担う子どもたちを安心して育てるために

施策 04 子ども・子育て家庭の支援

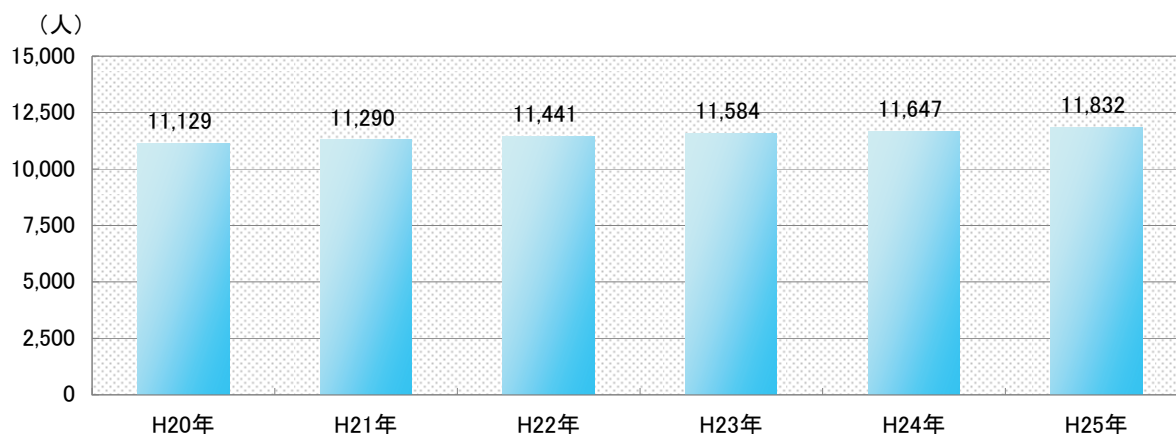
対象	子ども（出生前を含む）、子どもの保護者	意図	子どもが健やかに成長できる 多様なライフスタイルに合わせて、安心して子どもを産み育てることができる
施策の方向	子どもが健やかに成長し、だれもが安心して子どもを産み育てることができ、子育てを楽しく感じることができるよう、子育て支援サービスの充実を図るとともに、地域全体で支援し、子育てしやすいまちづくりを推進します。		
基本的取組の体系	04-1	子育てが楽しくなるまちづくり	
	04-2	子育て家庭の支援	
	04-3	子どもの健やかな成長の支援	
	04-4	保育サービスの充実	

わが国では出生率が回復傾向にあるものの、欧米諸国に比べなお低い水準となっています。未婚化・非婚化や晩婚化、晩産化が進行するとともに、経済的な理由などから理想の子ども数を持たない傾向がみられます。経済的な支援、労働環境の整備、多様な保育サービスの提供、悩みを相談できる環境づくりなど、社会全体で子育てをバックアップすることが求められています。そのような中、国は、幼児期の学校教育・保育、地域の子どもや子育て家庭を総合的に支援するため、子ども・子育て支援新制度の構築を進めています。

調布市としても、国の新たな制度構築を受けて、地方版子ども・子育て会議の設置、子ども・子育て支援に関するニーズを把握するための調査及び事業計画策定に向けた準備をしていく必要があります。また全国的に少子化が進む中、調布市では就学前児童人口が現在も増え続けていることから、子育て世帯が必要なサービスを利用したいときに利用できる体制を構築することが求められます。

◆就学前児童人口

全国的に少子化が進む中、調布市では年平均 140 人程度の増加が続いています



資料：市民課

※各年 4 月 1 日現在

Column

【国】子ども・子育て支援新制度（平成27年度開始予定）

・平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度で、平成25年度に設置された「子ども・子育て会議」で検討が進んでいる。

＜新制度の背景にある課題＞

- ・親の働く状況の違いにかかわらず、質の高い幼児期の学校教育・保育を受けられることが望まれていること。
- ・核家族化や高齢化、また地域での人間関係の希薄化などによる、家庭や地域での子育て力の低下
- ・都市部を中心として待機児童が存在する一方、子どもの減少で近くに保育の場がなくなった地域もあること。

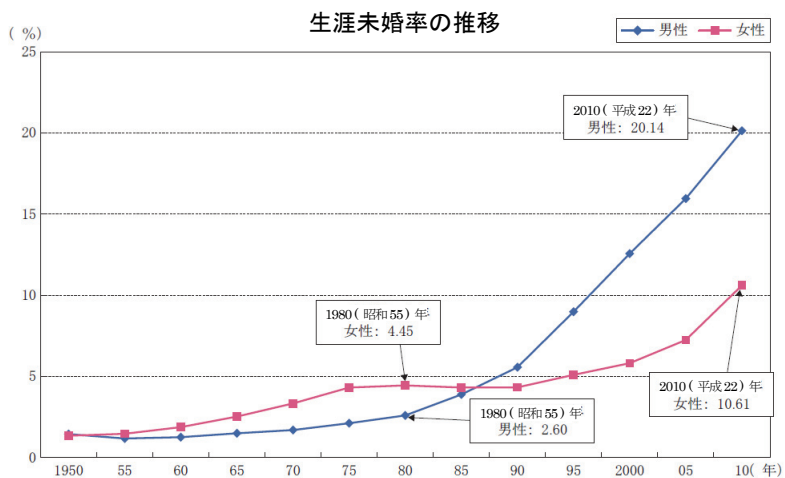
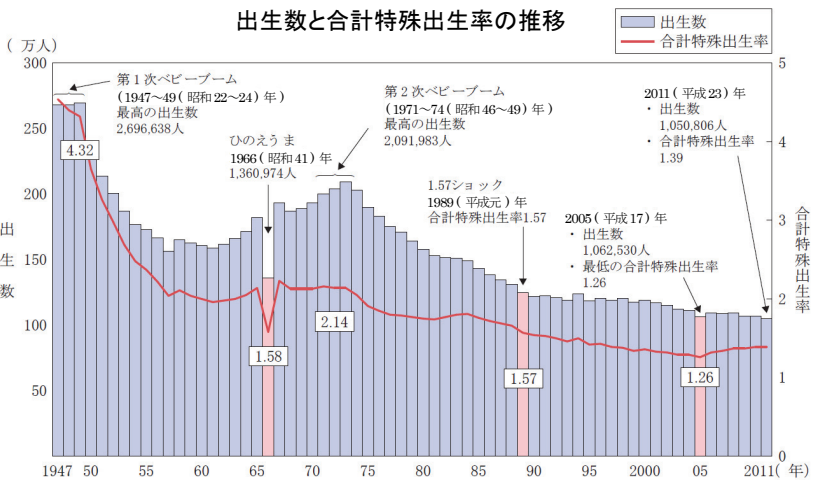
＜主な取組＞

- ・質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供（幼稚園と保育所の良さをあわせ持つ【認定こども園】の普及）
- ・子育ての相談や一時預かりの場を増やす等による、地域の子育ての充実
- ・保育の受入れ人数の増加（市町村による待機児童解消および国による支援、少人数の子どもを預かる保育などへの財政支援）
- ・子どもが減少傾向にある地域の保育支援（少人数の保育施設などの安定的な運営支援、地域型保育の拠点と認定こども園などとの連携による保育内容の充実、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点、一時預かりなどの併設）

資料：内閣府リーフレット『おしえて！子ども・子育て支援新制度』

◆結婚・出生に関するわが国の動向

- ・わが国の合計特殊出生率は、第1次ベビーブーム期以降低下傾向が続き、平成17年には過去最低である1.26まで落ち込んだ。平成23年は、1.39（前年同）となっており微増傾向ではあるものの、欧米諸国と比較するとなお低い水準にとどまっている。
- ・わが国の未婚率は男女ともに引き続き上昇しており、生涯未婚率も男性は20.14%（平成22年）、女性10.61%（平成22年）となっている。



資料：国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集2013」

04-1 子育てが楽しくなるまちづくり

基本計画における基本的取組の主な内容	まちづくり指標 ※指標の数値は基本計画策定時のもの		
	まちづくり指標	現状値（年度）	目標値（年度）
●調布市子ども条例の普及と計画の推進	子育てしやすいまちと感じている 市民の割合	32.9%	50.0%
●すこやかを中心とした子育て支援		(H24)	(H30)
●学習・交流の場の充実			

国は、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、子ども・子育て支援に関する新制度の構築を目指しています。

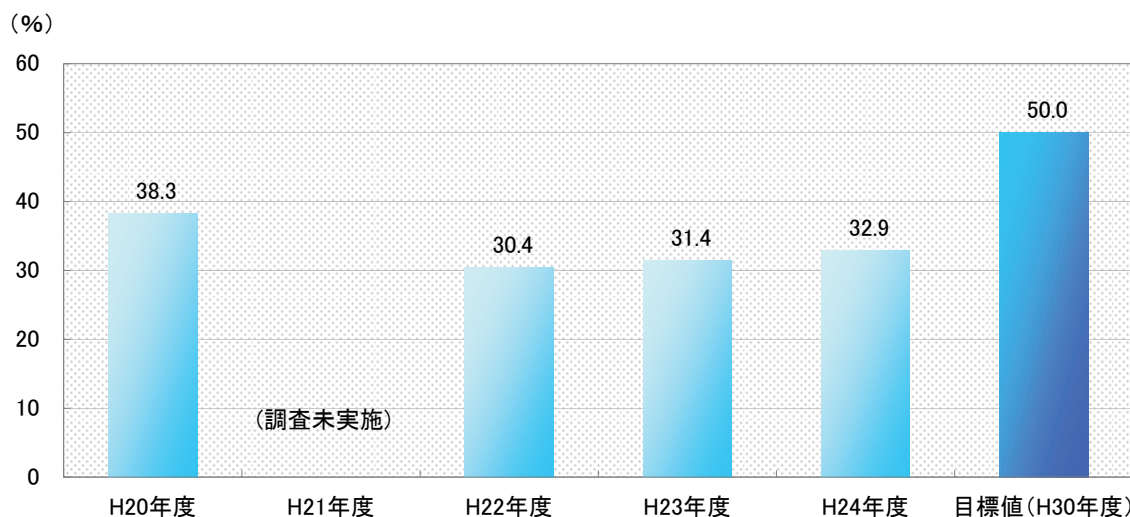
調布市は、平成17年4月に施行した調布市子ども条例に基づき、調布っ子すこやかプラン（調布市次世代育成支援行動計画）※を策定し、子どもと子育て家庭を総合的に支援する事業を展開しています。調布市でも、新制度導入に向けて計画を策定する必要があります。

保護者が安心して子育てできるよう、これまで、子ども家庭支援センターすこやかや児童館の子育てひろばを中心に、相談体制や情報提供、子育て家庭同士の交流や学習の場の充実を図ってきました。今後は、さらに気軽に情報を共有し、子育てを楽しんでいると感じることができるよう、これまでの交流の場以外にも、子育て家庭同士が交流できる環境づくりが求められています。

※調布っ子すこやかプラン（調布市次世代育成支援行動計画）：「調布市子ども条例」の理念を具現化するため、次世代育成支援対策推進法に基づいて策定し、子どもや子育て家庭を総合的に支援する事業の展開を図る計画

◆【まちづくり指標】子育てしやすいまちと感じている市民の割合

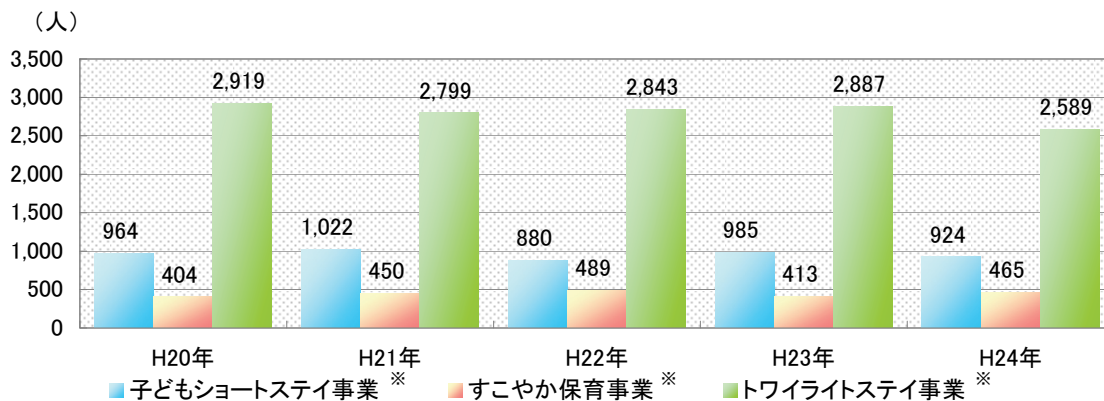
子育てしやすいと感じている割合が伸び悩んでおり、市民に実感頂くための取組が引き続き求められます



資料：子育て支援アンケート（子ども政策課）

◆子ども家庭支援センター事業利用者数

3事業とも実績は横ばい傾向で、一事預かり事業の需要は依然として高水準となっています

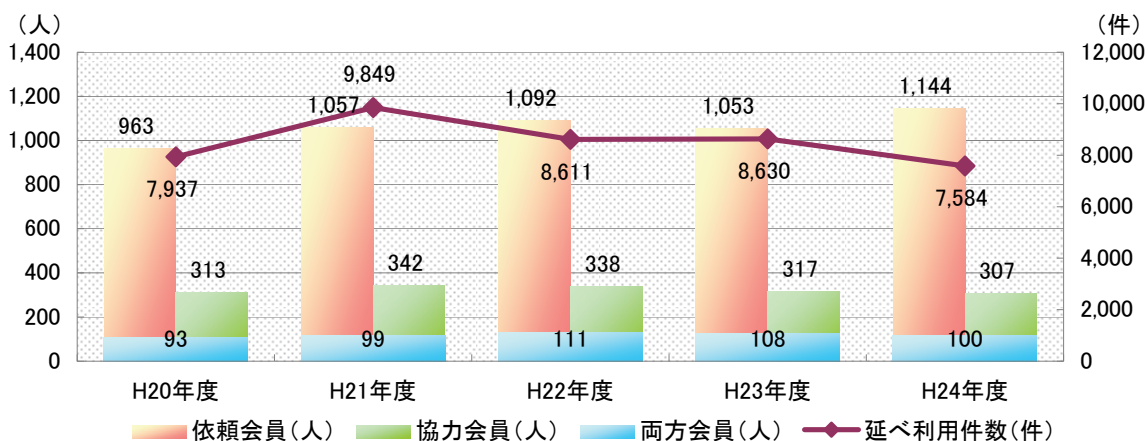


資料：調布市事務報告書（子ども政策課）

- ※子どものショートステイ事業：保護者が病気や冠婚葬祭等の事由により、子どもの世話ができないときに、保護者に代わり緊急一時的に保育をするもの
- ※すこやか保育事業：保育を必要とする理由は問わずに、保護者の必要に応じて施設で子どもの一時保育をするもの
- ※トワイライトステイ事業：保護者が夜間に及ぶ仕事等のため、子どもの養育等に困難を生じているとき、施設で保育をするもの（午後5時から午後10時まで）

◆ファミリー・サポート・センター事業※登録会員数，利用実績

依頼会員は増加する一方、協力会員は減少しており、サービス提供体制の充実が課題となっています



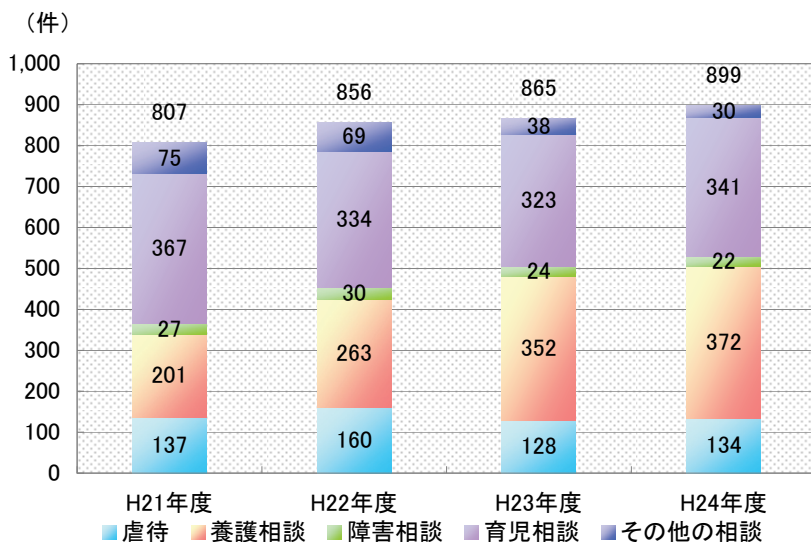
資料：調布市事務報告書（子ども政策課）

※依頼会員，協力会員は，両方会員を含む

- ※ファミリー・サポート・センター事業：子育て家庭を支援するため、保育等の援助を受けたい人(依頼会員)に対し、その援助を行いたい人(協力会員)を紹介する事業

◆子ども家庭支援センター 相談内容・件数

両親の傷病や経済的要因など多問題を抱えた養護相談が増加しつつあります



資料：調布市事務報告書（子ども政策課）

04-2 子育て家庭の支援

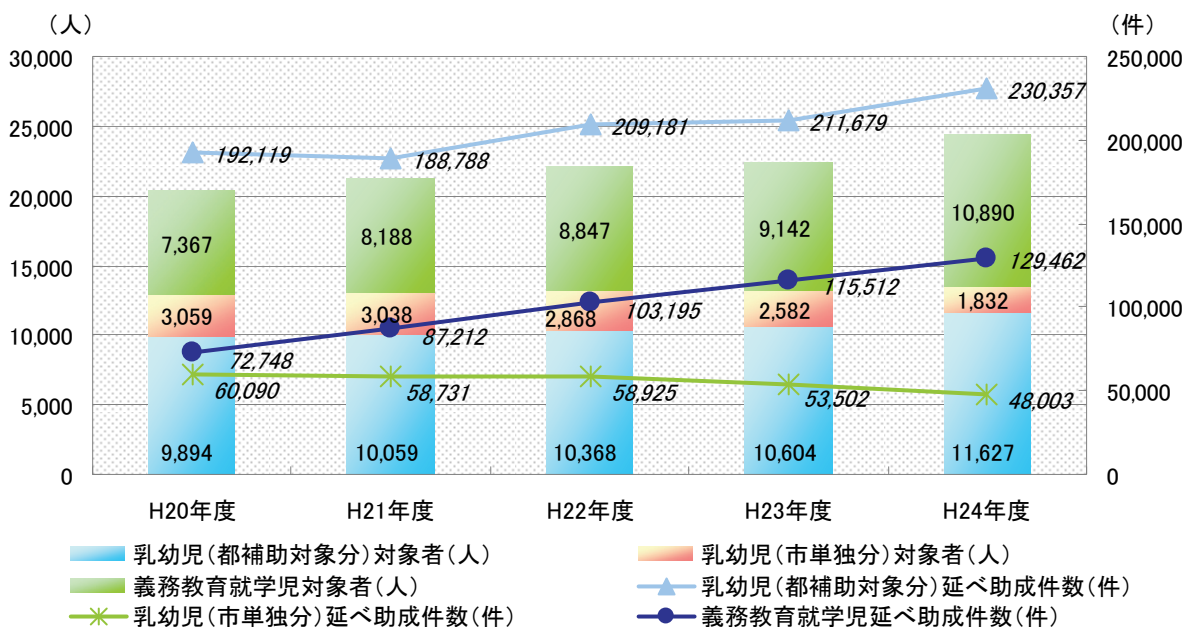
基本計画における基本的取組の主な内容	まちづくり指標 ※指標の数値は基本計画策定時のもの
●子育て家庭の経済的支援 ●ひとり親家庭等への支援	(設定なし)

調布市では乳幼児及び義務教育就学児に対して医療費の助成を行っていますが、助成対象者や助成件数は、年少人口の増加以上のペースで増え続けています。

ひとり親家庭は生活面、経済面で支援が必要となることが多いため、保育園や学童クラブの利用への配慮や就労支援など、自立に向けた支援が求められます。

◆医療費助成対象者数・延べ助成件数の推移

年少人口が微増傾向であり、助成対象者数や延べ助成件数は増加が続いています



資料：調布市事務報告書（子ども家庭課）

Column

【国】ひとり親を支援する「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」(平成25年3月施行)

- ・母子家庭の母や父子家庭の父が、子育てと就業との両立が困難であることや、就業に必要な知識や技能を習得する機会が必ずしも十分でなかったことなどから、就業支援等に特別の措置を講ずる。
- ・国や地方公共団体は、就業支援や職業能力開発、在宅就業等多様な就業機会の確保について施策を充実
- ・民間事業者にも優先雇用や就業促進の協力を依頼

04-3 子どもの健やかな成長の支援

基本計画における基本的取組の主な内容	まちづくり指標 ※指標の数値は基本計画策定時のもの		
	まちづくり指標	現状値(年度)	目標値(年度)
●子どもの虐待防止対策	児童虐待の相談機関を知っている 市民の割合	51.4%	75.0%
●母子保健の推進		(H24)	(H30)
●子どもの発達への支援			

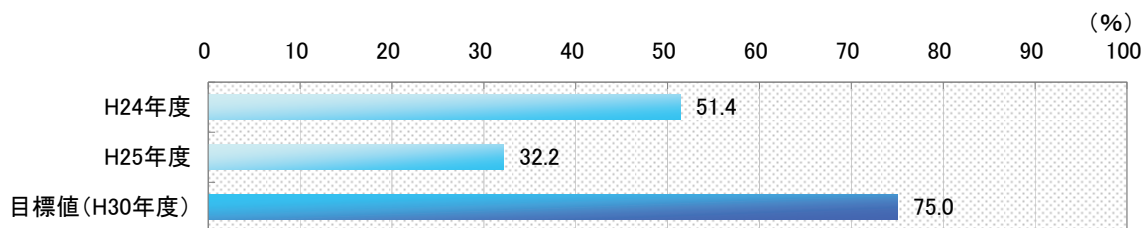
わが国では、核家族化や、コミュニティの希薄化などを背景に、子育て家庭の孤立化や家庭の育児力の低下、子どもの虐待が大きな社会問題となっています。子どもの健全な発育・発達を促すためには、疾病予防や、健康管理だけでなく、育児不安や負担感の軽減等のきめ細かな支援を行う必要があります。

調布市では、要保護となる児童数が増加傾向にあります。今後は、相談事業の認知度を高めるなどにより虐待の未然防止に取り組むとともに、児童虐待防止センターを中心に関係機関が連携し、虐待の早期発見、対応につなげていく必要があります。

調布市では、子ども発達センターにおいて、就学前の子どもを対象に、発達支援事業や通園事業などを実施しており、一人ひとりの必要に応じた療育を行い、子育て家庭を支援しています。支援を必要とする子どもは増加傾向にあり、関係機関と連携しながら一人ひとりに応じた一貫した支援が必要となっています。

◆【まちづくり指標】児童虐待の相談機関を知っている市民の割合

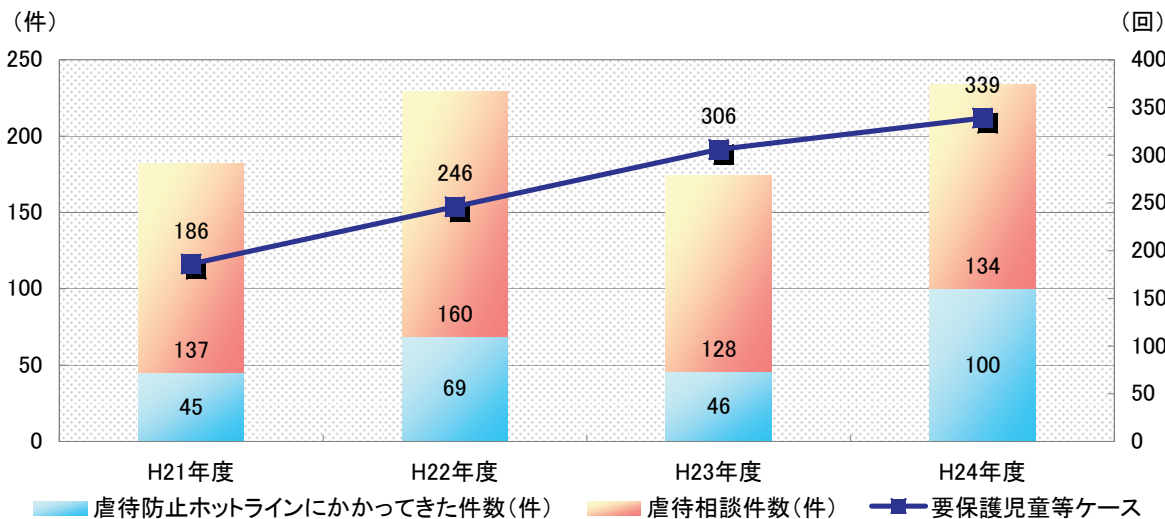
約1/3の市民が、児童虐待に至ったり虐待を見つけた場合に相談することが可能な状況にあります



資料：調布市民意識調査

◆児童虐待防止センターにおける対応状況

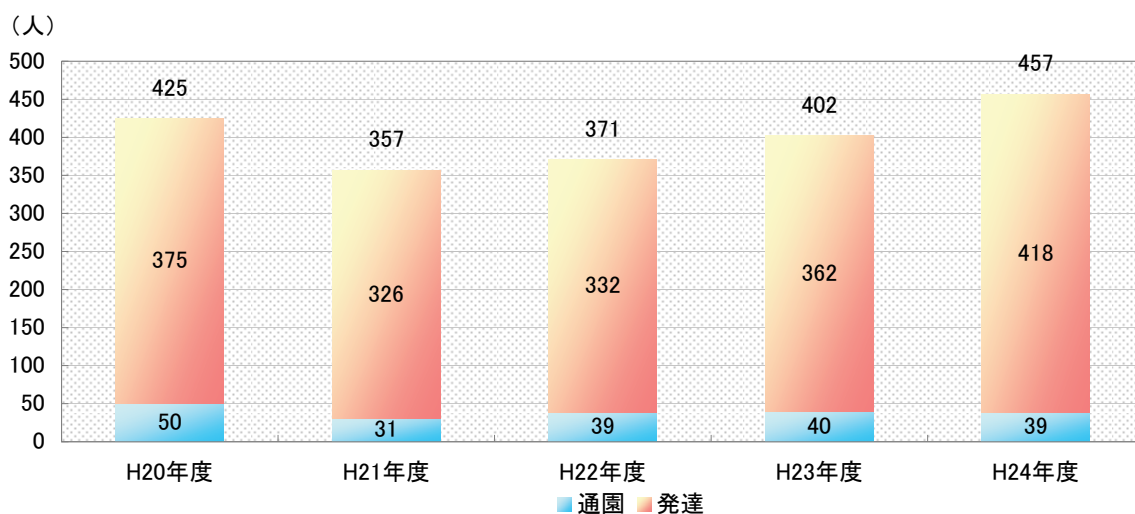
虐待相談は横ばいであるものの、保護を要する児童は増加しています



資料：調布市事務報告書（子ども政策課）

◆子ども発達センター在籍児数（延べ人数）

年少人口が微増である中、在籍児は増加傾向にあり、支援が必要な児童が増えています



資料：子ども発達センター

※各年度3月末、子ども発達センターは平成21年10月開設、平成20年度はあゆみ学園の在籍児数を記載

04-4

保育サービスの充実

基本計画における基本的取組の主な内容	まちづくり指標 ※指標の数値は基本計画策定時のもの		
	まちづくり指標	現状値（年度）	目標値（年度）
●子育て支援関連施設の連携	保育施設整備率	30.6% (H24)	44.0% (H30)
●待機児童対策の推進			
●学童クラブ事業の充実			

都市部を中心に待機児童の解消が全国的な喫緊の課題となっています。国は平成 25 年からの 5 年間で約 40 万人分の受け皿の確保を計画しており、保育所整備や保育士確保はもちろん、小規模保育の支援など様々な方法で保育ニーズに応えることを目指しています。

東京都でも、国に先行して市町村の裁量余地の大きい、独自の支援制度を設けています。

調布市における保育の今後の在り方を明らかにするとともに、効果・効率的な保育行政を進めていくため、平成 24 年 6 月に調布市保育総合計画を策定しました。この計画では、待機児童対策、多様な保育サービスの提供、保育の質の維持・向上、公立保育園の運営主体の見直しによる「ネットワーク保育システム『C-SO（シーソー）』」*の構築に取り組むこととしています。

調布市では、認可保育所や認証保育所及び家庭福祉員の増設や、保育施設の定員の弾力化*などを行い、平成 19 年度から平成 24 年度までに 1,300 人以上の定員を増やしてきました。今後は、平成 27 年度開始予定の子ども・子育て支援新制度に適切に対応し、保育需要を見据えた保育所整備に取り組む必要があります。

児童の放課後の生活の場となる学童クラブ*については、これまで、1 小学校区に 1 学童クラブを設置したほか、地域の実情に応じた分室を開設するなど、定員拡充に努めるとともに、障害児の対象年齢延長などにも取り組んでいます。今後は、平成 27 年度からの対象年齢の拡大も視野に入れ、ユーフオー*と連携した効果・効率的な運営を検討していく必要があります。

※C-SO（シーソー）：調布市内の公私立認可保育園、認証保育所、家庭福祉員、幼稚園、子ども発達センター、児童館のほか、市内の大学やNPO等、多様な事業者・団体が連携し、一体となって、子どもの育ち及び子育て家庭の支援を行う体制

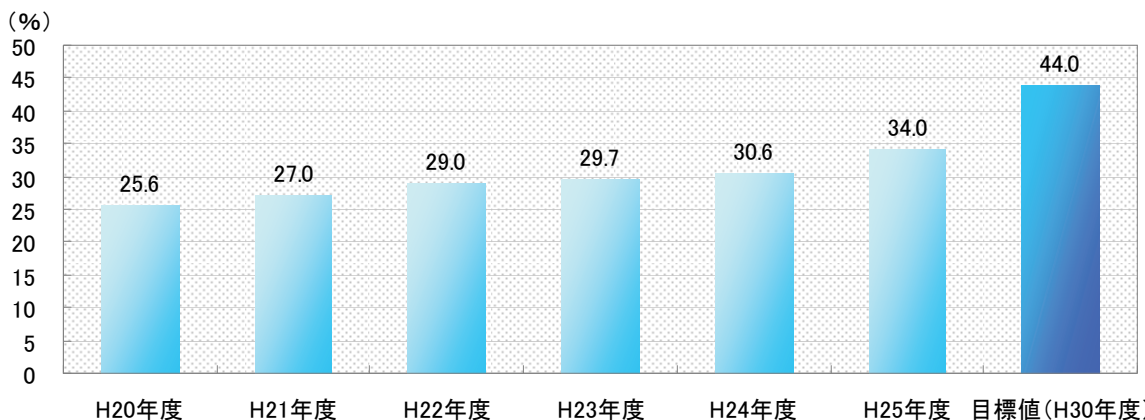
※定員の弾力化：一定条件の下で、認可定員を超えて児童を受け入れること。

※学童クラブ：児童福祉法第 6 条の 3 第 2 項に定める「放課後児童健全育成事業」をいい、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している、おおむね 10 歳未満の児童を対象として、授業終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るもの

※ユーフオー：「放課後遊び場対策事業」として、放課後に学校施設を利用して、放課後、児童に遊び場・居場所を提供する事業

◆【まちづくり指標】保育施設整備率*

整備が着実に進んでおり、今後国や東京都が推計する潜在的保育需要量（44%）を目指します

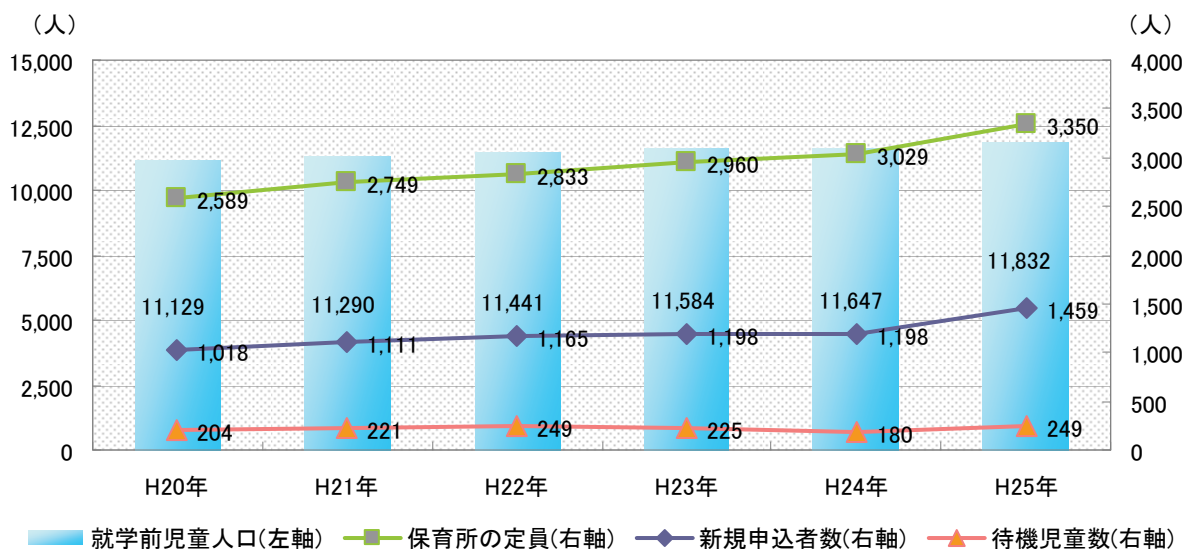


資料：子ども政策課

※保育施設整備率：就学前児童人口に対する公的保育サービスの定員割合

◆就学前児童人口と認可保育所の定員・新規申込者数・待機児童数

就学前児童人口が微増する中、保育ニーズも増加しており、定員増を図っても待機児童の解消に至っていません

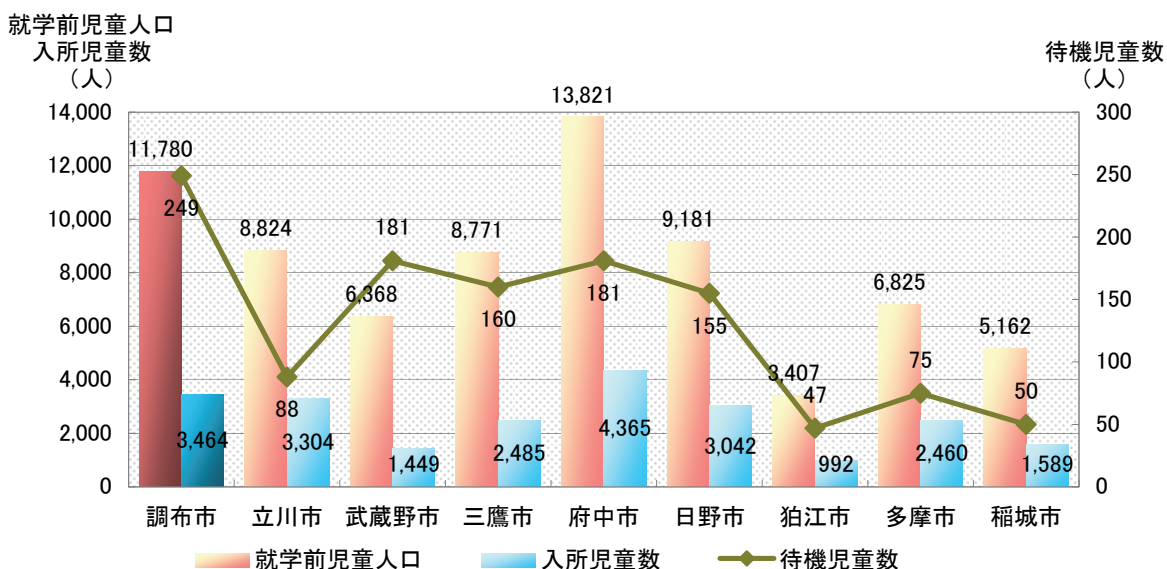


資料：子ども政策課

※就学前児童人口は、各年4月1日現在（外国人登録者含む）のものである。

◆認可保育所の定員・入所児童数・待機児童数（平成25年度比較）

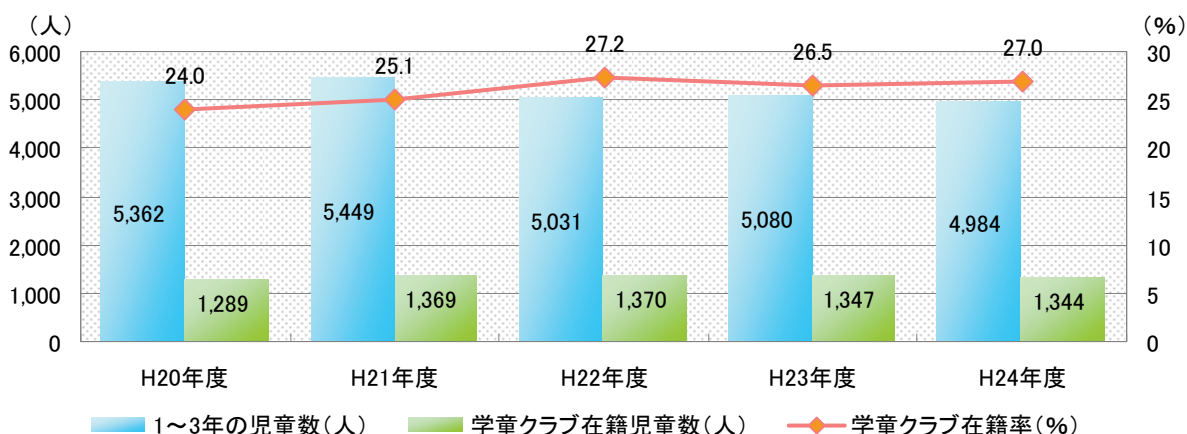
待機児童が近隣9自治体で最も多くなっています



資料：東京都福祉保健局少子社会対策部保育支援課ホームページ「保育所入所待機児童数」（平成25年4月1日），東京都福祉保健局総務部総務課「福祉・衛生統計年報」（平成24年度）

◆学童クラブ利用状況

児童数は将来減少が見込まれますが、在籍率が4年間で3%上昇しており、今後も学童クラブのニーズが高水準で推移することが見込まれます



資料：調布市事務報告書（児童青少年課）

Column

【国】待機児童解消加速化プラン

- ・平成 27 年度開始予定の「子ども・子育て支援新制度」の施行前に、待機児童解消に意欲的に取り組む地方自治体を支援
- ・保育ニーズがピークを迎える平成 29 年度末までに待機児童の解消を図れるよう、今後 5 年間で約 40 万人分の受け皿の確保を計画
- ・賃貸方式や国有地も活用した保育所整備，保育士確保，小規模保育事業など新制度の先取り，認可を目指す認可外保育施設への支援，事業所内保育施設への支援などを予定

【都】小規模保育整備促進支援事業（東京スマート保育）の実施（平成 25 年度～）

- ・子ども・子育て支援新制度の施行を見据え，現状で国や都による運営費の補助がない定員 19 人以下の小規模保育について，都が新たな補助制度を創設し，整備を先行実施
- ・対象年齢，定員以外の基準（面積等）は区市町村で定められ，空き部屋，空き店舗，空き公共施設などを活用しての小規模保育の実施に期待

施策 05 学校教育の充実

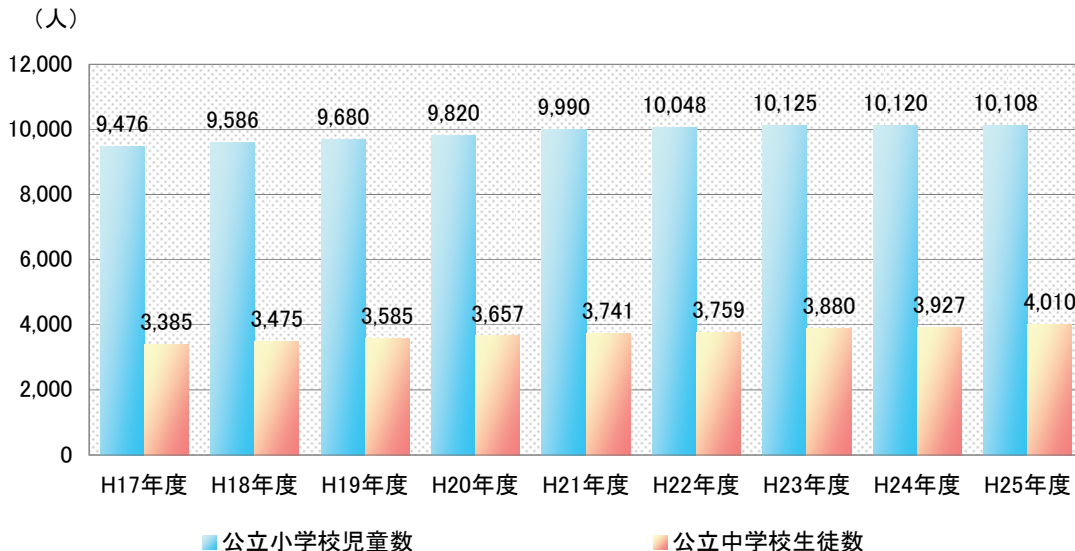
対象	小・中学生	意図	基礎的な知識や社会性、体力が身に付き、自ら学び、考える力を培う
施策の方向	次代を担う子どもたちが、それぞれの個性を伸ばし、主体的に考え、生きる力をはぐくむための機会を推進するとともに、支援を必要とする子ども一人一人に応じた学びと成長を促します。また、そのために必要な環境を整えます。		
基本的取組の体系	05-1	学力の向上	
	05-2	豊かな心の育成	
	05-3	個性の伸長	
	05-4	健やかな体の育成	
	05-5	教育環境の整備	

わが国が、少子高齢化に伴う社会全体の活力低下、国際的な存在感の低下などの危機に直面する中、文部科学省が策定した「第2期教育振興基本計画」では、わが国の強みである勤勉性・協調性、思いやりの心などを活かしつつ、自立、協働を通じて更なる新たな価値を創造していくことのできる生涯学習社会の構築が目指されています。

調布市では、調布市教育プランに基づき、子どもたちが、「徳・知・体」の調和のとれた成長と、国際化、情報化の進展など、社会の変化に主体的に対応できる力を身に付けることを目指した教育を推進していく必要があります。

◆小学校児童数、中学校生徒数

全国的に少子化が進む中、市内の公立小学校児童数は平成23年度以降横ばいで、中学校生徒数は微増が続いています



資料：学校基本調査

Column

【国】「自立・協働・創造モデルとしての生涯学習社会の構築」を打ち出す第2期教育振興基本計画（平成25年6月閣議決定）

- ・社会全体の活力低下，我が国の国際的な存在感の低下，失業率，非正規雇用の増加など，我が国を取り巻く危機的な状況を回避するため，国の教育に関する総合的な計画である教育振興基本計画を見直し
- ・「自立・協働・創造モデルとしての生涯学習社会の構築」の実現に向け，以下の基本的方向性を打ち出す。

<基本的方向性>

- 「社会を生き抜く力の養成～多様で変化の激しい社会の中で個人の自立と協働を図るための主体的・能動的な力～」
- 「未来への飛躍を実現する人材の養成 ～変化や新たな価値を主導・創造し，社会の各分野を牽引していく人材～」
- 「学びのセーフティネットの構築 ～誰もがアクセスできる多様な学習機会を～」
- 「絆づくりと活力あるコミュニティの形成 ～社会が人を育み，人が社会をつくる好循環～」

【都】社会全体で子供の「知」「徳」「体」を育み，変化の激しい時代に対応する力を培う，東京都教育ビジョン（第3次）（平成25年4月）

- ・平成25年度からの5年間を中心に今後中・長期的に取り組むべき教育の基本的な方向性と主要施策を示す。
- ・『社会全体で子供の「知」「徳」「体」を育み，グローバル化の進展など変化の激しい時代における，自ら学び考え行動する力や社会の発展に主体的に貢献する力を培う』ことを基本理念に掲げ，その実現のため次の5つの視点を重視して教育施策を展開
 - ① 子ども一人一人の個性や能力に着目し，最大限に伸ばすとともに，自己肯定感を高める。
 - ② 「知」「徳」「体」の調和のとれた生きる基盤を培う。
 - ③ 変化の激しい社会を生き抜く思考力・判断力・表現力や創造力等を育てる。
 - ④ 社会の一員としての自覚と行動力，社会の発展に貢献しようとする意欲を高める。
 - ⑤ 学校，家庭，地域・社会が相互に連携・協力して子供を育てる。

05-1 学力の向上

基本計画における基本的取組の主な内容	まちづくり指標 ※指標の数値は基本計画策定時のもの		
	まちづくり指標	現状値（年度）	目標値（年度）
●新学習指導要領による年間指導計画の作成と実施	学力調査で東京都全体の平均正答率を上回る項目の割合	53.1%	50.0% (H30)
●学力の定着		(小学校)	
●教員の指導力向上		17.5%	
●国際教育の推進		(中学校) (H23)	

わが国では，小学校は平成23年度から，中学校は平成24年度から「生きる力」を育む新しい学習指導要領が本格実施されました。新指導要領では，「生きる力」を育むという理念のもと，基礎的・基本的な知識・技能の習得とともに思考力・判断力・表現力などの育成を重視しており，学校で学ぶ内容の充実や授業時間の増加とともに，学校・家庭・地域の連携・協力の必要性が述べられています。

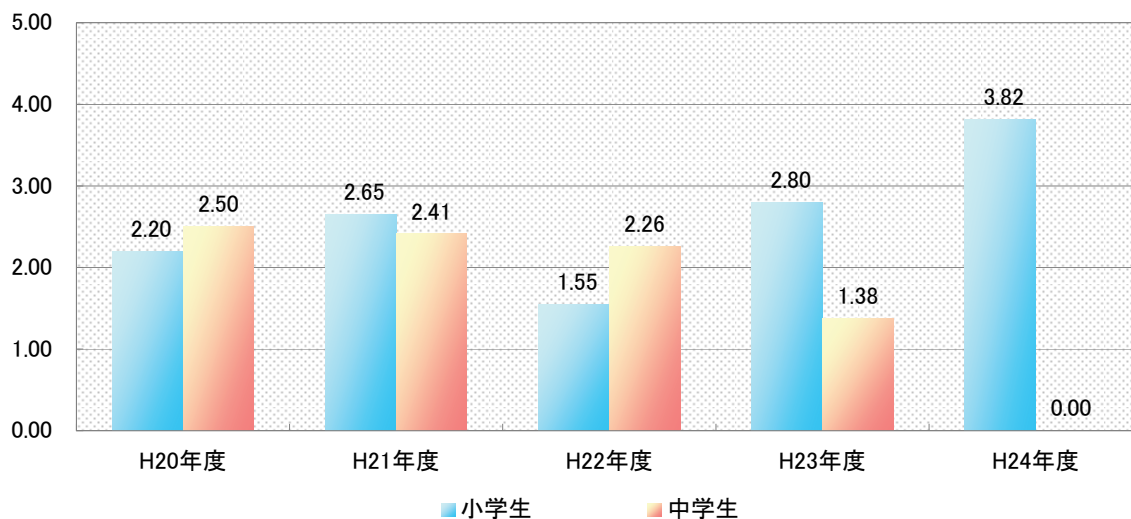
調布市の学力の状況をみると，小・中学校とも東京都の平均を上回っており，基礎学力等が向上していますが，理解が十分でない児童・生徒もみられるため，一人ひとりの児童・生徒の確かな学力の定着を図ることが必要です。また，新指導要領で重視されている思考力・判断力・表現力を育成するために，各教科等において言語活動の充実に取り組んでいくことが重要とされています。

◆基礎学力が身に付いている小・中学生の割合

小学生では割合が上昇傾向にあるのに対し、中学生は東京都平均との差が小さくなり、平成 24 年度は東京都平均と同等となりました

正答率が東京都平均を上回るポイント数

(ポイント)

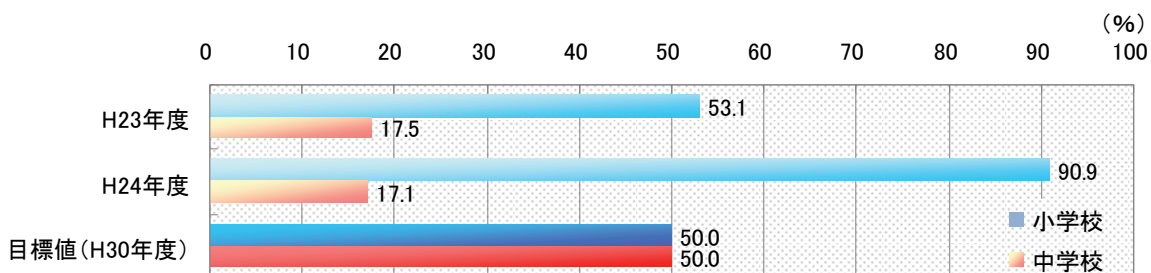


資料：指導室

※小・中学生それぞれ、教科ごとに調布市の平均正答率（％）と東京都の平均正答率（％）の差を求め、全教科で平均して値を算出

※小学生は国語・社会・算数・理科、中学生は英語・国語・社会・算数・理科

【まちづくり指標】学力調査で東京都全体の平均正答率を上回る項目の割合



資料：指導室

基本計画における基本的取組の主な内容	まちづくり指標 ※指標の数値は基本計画策定時のもの		
	まちづくり指標	現状値（年度）	目標値（年度）
●豊かな心の育成	長期欠席児童・生徒の割合	0.4%	0.1%
●防災教育の推進		(小学校)	(小学校)
●いじめ、不登校の未然防止に向けた環境整備の確立		2.8%	0.4%
●体験学習を通じた教育の推進		(中学校) (H24)	(中学校) (H30)

東日本大震災の発生以降、防災教育の重要性が高まっています。児童・生徒が災害に対する理解を深め、災害時に自らの安全を確保するとともに、自他の生命を尊重し互いを認め合う心をもてるようにすること、またその知識や能力を発達段階に応じて身に付けさせていくことが必要です。

調布市教育委員会は「調布市防災教育の日」を制定し、命の尊さを学び、自分の命は自分で守る意識を高める機会として、学校と保護者・地域住民の人々が一体となった防災教育や、学校や地域の実態に応じた防災に関する活動を実施することとしています。

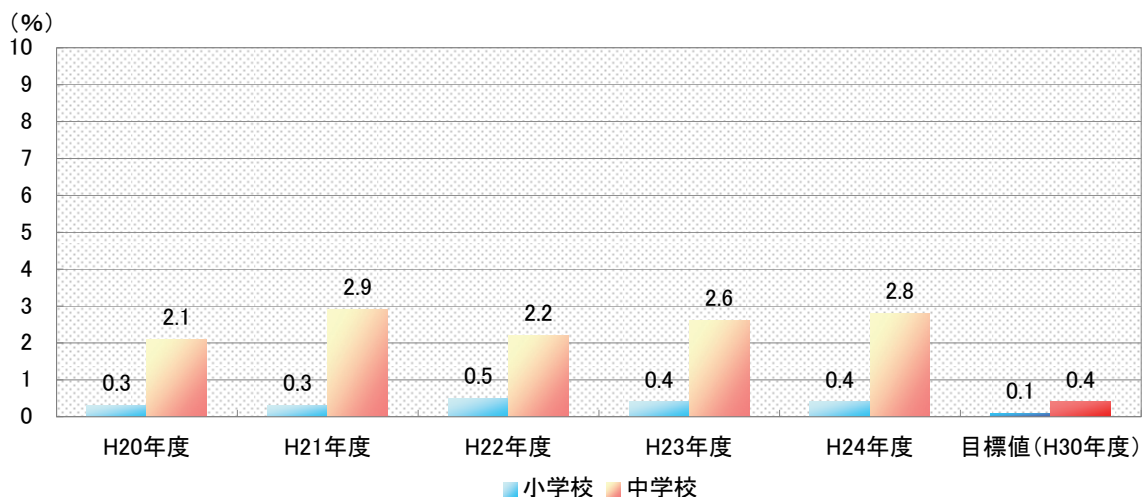
全国でいじめをめぐる問題が深刻化したことを受け、いじめ防止対策推進法が平成25年9月に施行されており、学校に対して「いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針」の策定や関係者により構成される組織を置くこと、いじめがあった際の調査などが義務付けられました。

調布市では、平成19年に、『子ども 夢 すこやか まちづくり』～いじめや虐待のないまち宣言～を行いました。いじめ問題の解決や未然防止に向け、児童・生徒向けリーフレットの配布や教員向け手引を作成したほか、全校配置を行っているスクールカウンセラーによる相談などに取り組んでいます。今後も、いじめの未然防止に向け、命を大切に、人権を尊重する教育を一層推進していく必要があります。

◆【まちづくり指標】長期欠席児童・生徒の割合

中学校の割合は小学校の4～7倍となります

近年は小学校・中学校とも横ばいで推移しています



資料：指導室

Column

【国】『生きる力』をはぐくむ防災教育の展開の刊行（平成 25 年 3 月）

- ・東日本大震災を踏まえ、今後の学校における防災教育・防災管理等あり方を示す参考資料（平成 10 年版を改訂）として刊行
- ・防災教育の指導内容を体系的に整理し、発達段階を踏まえた防災教育の目標を提示。学校段階ごとに防災教育年間指導計画例や具体的な授業展開例も例示

【国】「いじめ防止対策推進法」施行—学校にいじめがあった際の調査を義務付け（平成 25 年 9 月 施行）

- ・「いじめ」を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義
- ・国、学校、地方公共団体に「いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針」策定を義務付け（地方公共団体は努力義務）
- ・学校がいじめ防止や個々のいじめに対して講ずべき措置を明記
- ・重大事態が発生した際に、学校に調査の実施や必要な情報提供などを義務付け

◆「調布市防災教育の日」を制定

- ・実効的な防災教育の充実と「震災時対応シミュレーション」の検証を図るため、「調布市防災教育の日」を制定し、学校・保護者・地域の連携による防災教育と防災訓練を、調布市立小・中学校全校一斉に実施

<制定の背景>

- ・東日本大震災を教訓として、「命の尊さ」について学ぶこと、「自らの命は自らが守る」という意識を高め、児童・生徒自身が自助、共助のための必要な知識や行動様式を身に付けていくことが重要となっていること。
- ・教育委員会にて、震災時に各学校でどのように対応するかを示した「学校震災時対応シミュレーション」を平成 23 年 10 月に作成しており、その公表後に寄せられた意見や検討結果等から、今後は、実効的な防災教育の充実や地域と一体になっての避難所の設営訓練等が課題となっていたこと。

<調布市防災教育の日 概要>

○毎年 4 月第 4 土曜日（平成 25 年は 4 月 27 日（土））

○内容 1

「命」に関する授業を実施し、保護者や地域へ公開する。

保護者・地域対象への啓発を目的とした防災に関する講話・講演会等を実施する。

「震災時対応シミュレーション」の発災想定である午前 11 時 24 分に合わせて、避難訓練、保護者引き渡し訓練、避難所開設訓練を行い、シミュレーション検証を行う。

○内容 2

地域の実態に即し、地域との連携による避難所運営訓練等を実施する。

資料：調布市地域防災計画

基本計画における基本的取組の主な内容	まちづくり指標 ※指標の数値は基本計画策定時のもの		
	まちづくり指標	現状値（年度）	目標値（年度）
●特別支援教育の推進 ●地域による学校の支援 ●中学校選択制の実施 ●円滑な学校生活の推進	特別支援教室の設置校数 （小学校）	3校 （H24）	20校 （H28）

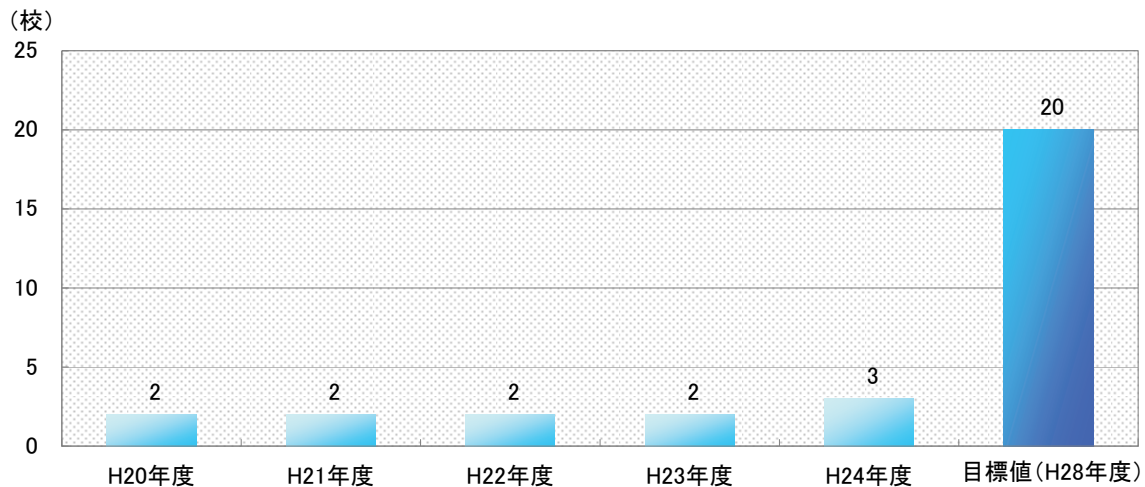
平成18年の学校教育法改正により、国は従来の特殊教育を転換し、それまで対象としていた障害に加え、学習障害や発達障害などの障害の児童・生徒も対象とした特別支援教育を実施していくこととなりました。

調布市では、これら国の動向や東京都の特別支援教育第三次実施計画に基づいて調布市特別支援教育全体計画を策定しました。今後、この計画に基づき、各小・中学校への特別支援教室の設置など、特別支援教育を着実に推進していく必要があります。

新学習指導要領では、「生きる力」を育むために、学校・家庭・地域との連携・協力のもと、特色ある充実した教育活動を推進する必要があります。現在、市では学校支援地域本部の設置による体制づくりを進めています。また中学校については選択制を導入しており、自らの個性に合った学校を選んで通う生徒が増えつつあります。教育活動を支援する人材の確保や育成について、さらなる充実が求められています。

◆【まちづくり指標】特別支援教室の設置校数

今後4年間で市内すべての小学校（20校）へ設置を進めていく予定です



資料：指導室

※現状値は情緒障害通級学級（拠点校）の設置校数（小学校）

◆小・中学校学校選択制の実施状況（平成 25 年度比較）

近隣では選択制を導入していない市が多くみられる中、調布市では中学校で自由選択制を採用しています

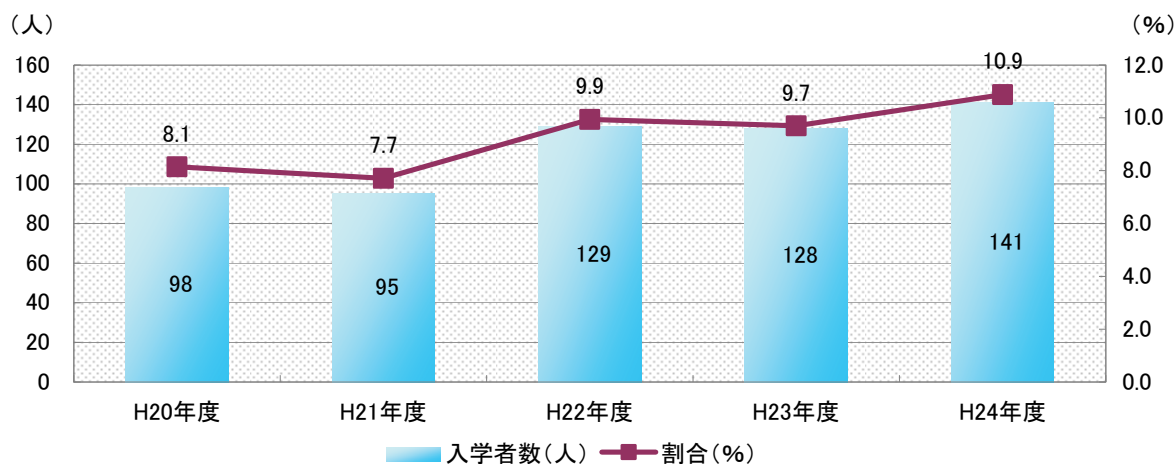
自治体名	小学校選択制	中学校選択制	自治体名	小学校選択制	中学校選択制
調布市	—	自由選択制	日野市	ブロック選択制	ブロック選択制
立川市	隣接区域選択制	隣接区域選択制	狛江市	—	—
武蔵野市	—	—	多摩市	条件付学校希望制	条件付学校希望制
三鷹市	—	—	稲城市	—	—
府中市	—	—			

自由選択制：当該区市町村内のすべての学校について選択を認めるもの
 ブロック選択制：当該区市町村内をブロックに分け、そのブロック内の学校について選択を認めるもの
 隣接区域選択制：従来の通学区域は残したままで、隣接する区域内の学校について選択を認めるもの
 条件付学校希望制：通学区域内の学校に就学することを基本とし、一定の基準に該当する場合にのみ学校を変更できるもの

資料：東京都教育庁「東京都公立学校数、学校選択制の実施状況及びコミュニティ・スクールの設置状況について」（平成 25 年度）、※多摩市ホームページ「多摩市立学校の通学区域制度の見直しについて」

◆学校選択制度を利用して指定通学区域以外の中学校に入学した生徒数

利用者、利用率とも増加傾向で、市内の公立中学校生徒の 1 割程度が利用しています



資料：教育総務課

05-4 健やかな体の育成

基本計画における基本的取組の主な内容	まちづくり指標 ※指標の数値は基本計画策定時のもの		
	まちづくり指標	現状値（年度）	目標値（年度）
●体力の向上 ●学校における食育の推進 ●正しい生活習慣の習得	小児生活習慣病予防健診における「正常」及び「管理不要」の生徒の割合	82.6% (H24)	88.0% (H30)

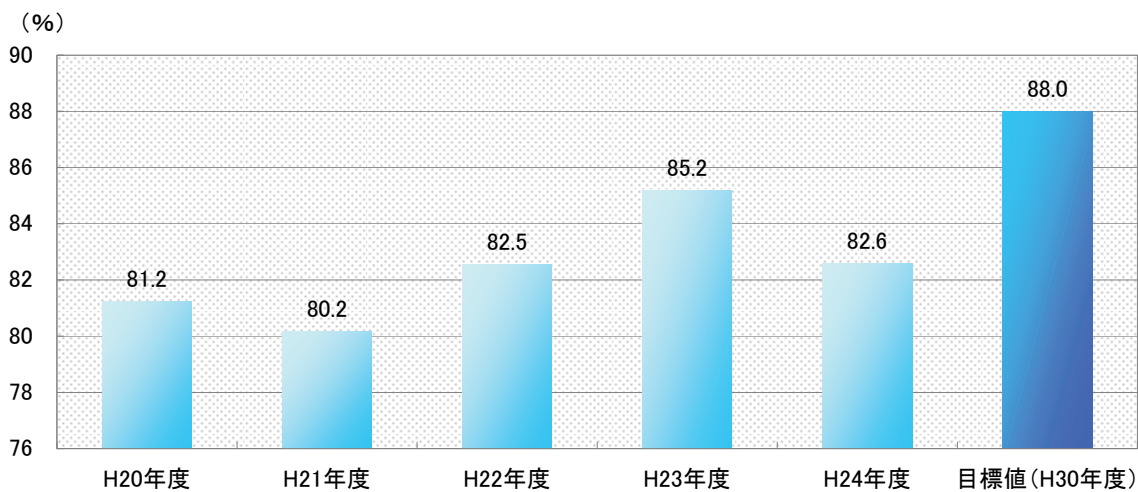
近年、子どもの運動能力は低下に歯止めがかかりつつあるものの、運動をする子どもとそうでない子どもの二極化傾向が見られます。また肥満などの生活習慣病の増加が深刻な社会問題となっており、背景として偏った栄養摂取、朝食欠食など食生活の乱れなどが挙げられます。

国は、新学習指導要領において体育授業時間を増加させるとともに、生涯にわたって運動に親しむ資質・能力を育てることや体力の向上を図ることを狙いとして、小学校から高等学校までを見通して指導内容の系統化や明確化を図りました。また第2次食育推進基本計画において「家庭における共食を通じた子どもへの食育の推進」重点課題に掲げて取り組んでいます。

調布市の児童・生徒においては、男女とも体力が向上傾向にあります。小児生活習慣病予防健診において生活指導等が必要となる生徒が約6人に1人となるなどの状況が見られます。健やかな体を育成するために、学校と家庭の連携を深め、運動習慣と食習慣の両面から子どもの生活習慣改善に取り組むことが重要です。

◆【まちづくり指標】小児生活習慣病予防健診における「正常」及び「管理不要」の生徒の割合（中学校1年生）

多くの生徒が生活習慣病予防において問題がないものの、約6人に1人は、生活指導等が必要となっています



資料：学務課

※要医学管理，要経過観察，要生活指導，管理不要，正常の5段階で評価

要医学管理：専門医による管理が望ましい。

要経過観察：医師，学校，家庭などが連携して生活指導を行い，数ヶ月～1年後に経過観察のための再検査を受けることが望ましい。

要生活指導：学校，家庭などの連携のもとに生活指導を行うことが望ましい。

管理不要：要注意所見はあるが管理不要

正常：異常所見が見られない。

◆体力・運動能力の状況（小中学校・学年別）

女子は男子に比べ、全国平均・都平均を上回っている種目が多くみられます

		握力 (kg)	上体おこし (回)	長座体前屈 (cm)	反復横とび (点)	持久走 (秒)	20m シャトルラン (回)	50m 走 (秒)	立ち幅跳び (cm)	ボール投げ (m)
小5 男子	調布市	<u>16.3</u>	19.6	34.0	41.5	—	49.9	9.2	<u>150.9</u>	<u>22.4</u>
	全国平均	17.1	19.9	33.0	42.6	—	53.4	9.2	155.7	25.9
	都平均	16.9	19.6	33.2	41.1	—	49.1	9.2	151.8	22.8
小5 女子	調布市	<u>15.7</u>	18.5	38.8	39.6	—	37.0	9.5	144.8	<u>12.8</u>
	全国平均	16.9	18.4	36.9	40.1	—	41.3	9.5	146.3	15.0
	都平均	16.4	18.1	37.8	38.7	—	36.6	9.5	143.8	13.1
中2 男子	調布市	<u>28.4</u>	26.8	42.9	<u>49.6</u>	<u>395.0</u>	—	8.2	<u>189.9</u>	<u>20.2</u>
	全国平均	31.0	27.4	43.5	52.9	374.5	—	7.8	198.2	21.9
	都平均	28.8	26.7	41.2	50.0	394.0	—	8.1	191.2	20.3
中2 女子	調布市	23.4	23.4	46.0	45.3	291.3	—	8.8	164.6	<u>12.1</u>
	全国平均	24.4	22.7	45.0	46.2	279.3	—	8.8	170.1	13.8
	都平均	23.4	22.2	43.7	44.4	294.5	—	8.8	163.3	12.3

※調布市平均，都平均は平成 24 年度の結果，全国平均は平成 22 年度の結果

※0.00：全国平均・都平均を上回っている 0.00：全国平均・都平均を下回っている

資料：指導室

05-5 教育環境の整備

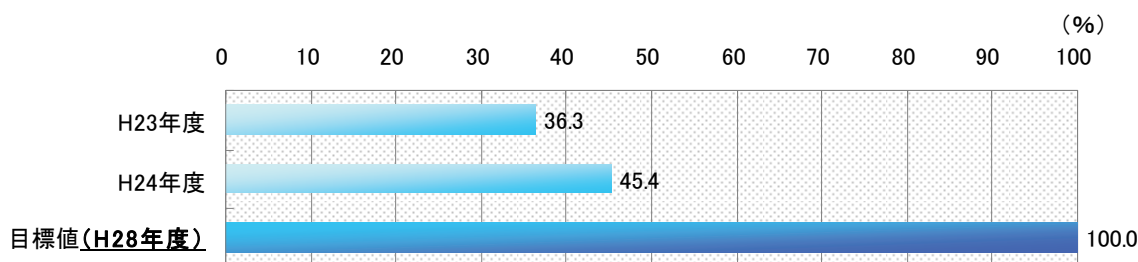
基本計画における基本的取組の主な内容	まちづくり指標 ※指標の数値は基本計画策定時のもの		
	まちづくり指標	現状値（年度）	目標値（年度）
●計画的な施設整備	飲水系統の給水管を直結給水化した学校の割合	45.4%	100%
●計画的な維持保全		(H24)	(H28)
●学習環境の整備			

学校施設は平常時の児童の安心安全を確保するとともに、発災時の避難場所としての機能を確保するため、耐震化や防災機能の強化が必要です。また、気温上昇による学習環境の悪化への対策、地球環境問題やエネルギー問題への対応、バリアフリー化、老朽化対策なども課題となっています。

調布市の小・中学校は、児童・生徒数が横ばい、あるいは増加傾向にあります。適切な学習環境の確保を図るためには、将来的な児童・生徒数の動向や各学校への特別支援教室の設置などを踏まえながら、学校施設の整備を計画的に行っていく必要があります。

調布市の学校施設の耐震化は、平成 22 年度に完了しましたが、校舎をはじめとする学校施設の老朽化対策や非構造部材の耐震補強を計画的に進めていく必要があります。

◆【まちづくり指標】 飲水系統の給水管を直結給水※化した学校の割合 多くの学校で、より安全でおいしい水が飲める環境が整ってきています



資料：教育総務課

※直結給水：配水管の水圧（または増圧ポンプでの増圧）により、水道管から蛇口へ直接給水する方式のことで、安全でおいしい水を貯水槽を通さずに直接飲める、貯水槽の点検・清掃が不要になる等のメリットがある。

老朽管改修を既に実施している 6 校を除く小・中学校 22 校が直結給水化の対象、平成 24 年度時点では 10 小学校で実施済みとなっている。

◆公立小中学校の校舎の空調設備設置状況

普通教室・少人数教室では小学校・中学校とも設置を完了しています

	調布市立小学校(20校)	調布市立中学校(8校)
普通教室空調設備設置率	100%	100%
少人数教室空調設備設置率	100%	100%
特別教室空調設備設置率	46%	30%

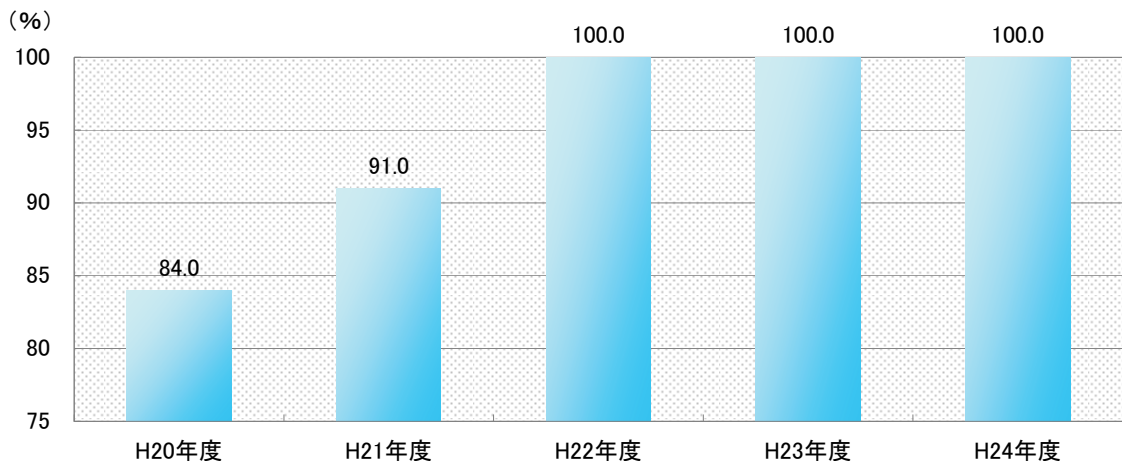
資料：教育総務課

資料：学校基本調査（平成24年5月1日）

◆学校教育施設の耐震化率

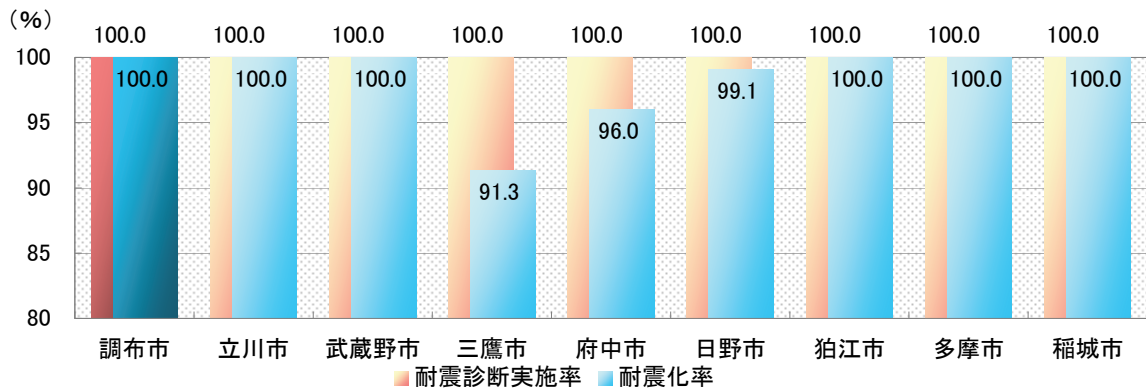
平成22年度にすべての学校教育施設の耐震化を完了しました
 近隣9自治体でも、三鷹市、府中市、日野市を除き耐震化を完了しています

推移



資料：教育総務課

平成25年度比較



資料：文部科学省大臣官房文教施設企画部施設助成課「公立学校施設の耐震改修状況調査(平成25年4月1日現在)」

施策 06 青少年の健全育成

対象	青少年	意図	自覚と責任を持って社会生活をおくることができる
施策の方向	青少年が次代を担う社会の一員として自覚と責任を持って社会生活をおくことができるよう、健全育成の場の提供、地域活動において活躍できる人材の育成や非行防止活動、自立支援について、家庭、学校、地域、行政が一体となった取組を推進します。		
基本的取組の体系	06-1	青少年の健全な成長の支援	
	06-2	青少年の居場所づくり	

国は、子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組について、総合的な支援を推進するため、平成 22 年 4 月に子ども・若者育成支援推進法を施行し、平成 22 年 7 月に、「子ども・若者ビジョン」を策定しました。

子ども・若者ビジョンが示す支援に関する施策は、社会のあらゆる分野に及び、調布市においても、子ども分野、子ども発達・障害分野、教育分野、就労支援分野など様々な分野でこのビジョンを受けた取組を推進することが求められています。

Column

【国】「子ども・若者ビジョン」 子ども・若者の成長を応援し、一人ひとりを包摂する社会を目指して（平成 22 年）

基本的な方針	
理念	重点課題
(1)憲法及び児童の権利条約に基づき子ども・若者の最善の利益を尊重	(1)すべての子ども・若者が生き生きと、幸せに生きていく力を身につけるための取組
(2)子ども・若者は、大人と共に生きるパートナー	(2)困難を有する子ども・若者やその家族を支援するための取組
(3)自己を確立し社会の能動的形成者となるための支援	(3)地域における多様な担い手の育成
(4)一人一人の状況に応じた総合的な支援を社会全体で重層的に実施	
(5)大人社会の在り方の見直し	

施策の基本的方向
すべての子ども・若者の健やかな成長を支援
困難を有する子ども・若者やその家族を支援
社会で支えるための環境整備

基本計画における基本的取組の主な内容	まちづくり指標 ※指標の数値は基本計画策定時のもの		
	まちづくり指標	現状値（年度）	目標値（年度）
<ul style="list-style-type: none"> ●青少年の健全育成 ●地域で活躍できる青少年の育成 ●青少年の自立に向けた支援 	リーダー養成講習会の参加者数	422人 (H23)	2,400人 (6か年累計) (H25~30)

都市化の進行の中で、青少年が地域と関わる機会や自然などの体験活動を行う機会が減少してきています。また青少年の規範意識の低下や非行などが問題となる一方、インターネット等メディアの急速な普及により、不健全な情報に青少年が接触する危険性が増大しつつあります。

国の中央教育審議会が平成25年に答申した「今後の青少年の体験活動の推進について」では、青少年の体験活動の意義や効果を整理するとともに、体験活動の機会を意図的・計画的に創出していく必要性が提言されています。

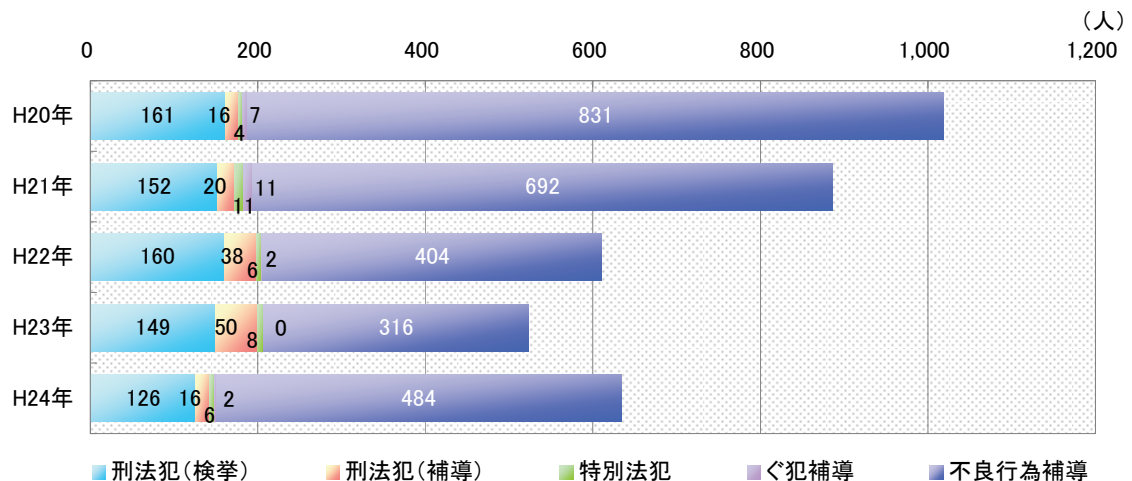
調布市は、健全育成推進地区委員会を全小学校区に設置し、青少年の健全育成を図っています。また、青少年問題協議会及び青少年補導連絡会では、関係機関と連携し、青少年の非行防止活動に取り組んでいます。近年は市内の少年犯罪や不良行為は減少しつつありますが、引き続きめまぐるしく変化する社会動向を捉え、犯罪等の被害から青少年を守っていく必要があります。

調布市では、地域等で活躍できるジュニアリーダー（中学生）やシニアリーダー（高校生）を育成するとともに、地域で活躍できるボランティアリーダーグループを支援しています。また子どもの意見表明の場として「調布っ子夢会議」を実施するほか、成人式においては新成人を中心とした実行委員会を組織し、企画・運営に携わる機会を設けるなど、青少年の様々な体験活動の場を設けています。

青少年が社会の中で健康で心豊かに成長するためには、文化、スポーツ、レクリエーションなど様々な活動を通して地域社会の一員として認められていることを自覚するとともに、自分自身で生活できる力を育むことが重要です。

◆少年の犯罪・不良行為の状況（調布警察署管内）

刑法犯の検挙・補導は約2割減少、飲酒、喫煙などの不良行為による補導は4年間で約4割減少しています



資料：警視庁少年育成課

※各犯罪・不良行為における検挙・補導の対象は以下のとおり

刑法犯（検挙）：窃盗、殺人など、刑法に規定する犯罪行為をした14歳以上20歳未満の者

刑法犯（補導）：窃盗、殺人など、刑法に規定する犯罪行為をした14歳未満の者

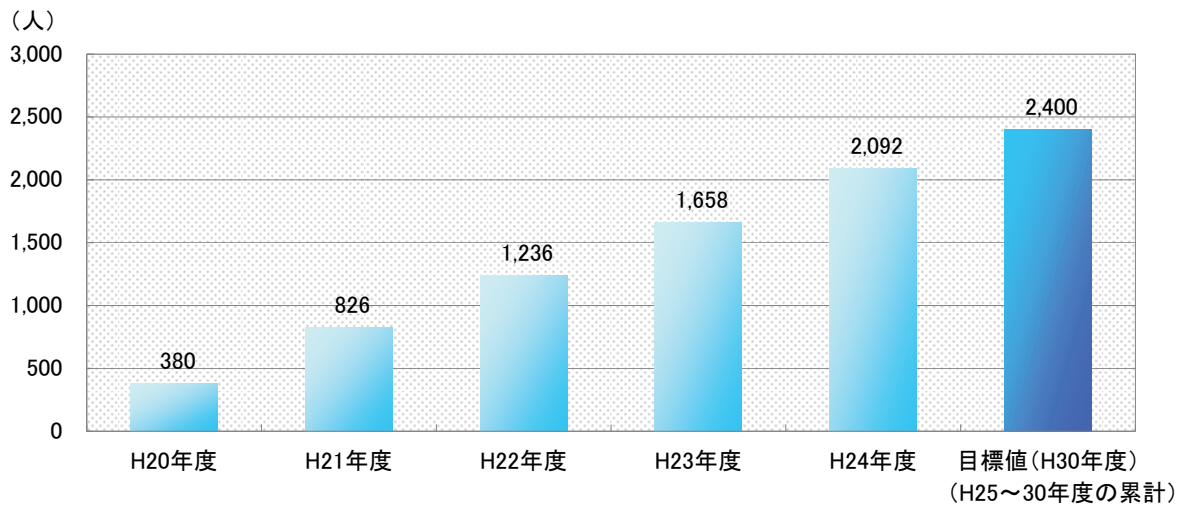
特別法犯：軽犯罪法、覚せい剤取締法、迷惑防止条例その他の特別法に規定する犯罪行為をした20歳未満の者

ぐ犯補導：将来罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある20歳未満の者

不良行為補導：飲酒、喫煙、深夜はいかいなどの行為をした20歳未満の者

◆【まちづくり指標】リーダー養成講習会の参加者数（平成 20～24 年度の累計）

毎年安定して 400 人程度が参加しています



資料：社会教育課

06-2 青少年の居場所づくり

基本計画における基本的取組の主な内容	まちづくり指標 ※指標の数値は基本計画策定時のもの		
	まちづくり指標	現状値（年度）	目標値（年度）
●青少年の自主的な活動の支援	青少年ステーションの利用者数	31,589人 (H23)	35,000人 (H30)
●放課後の居場所づくり			

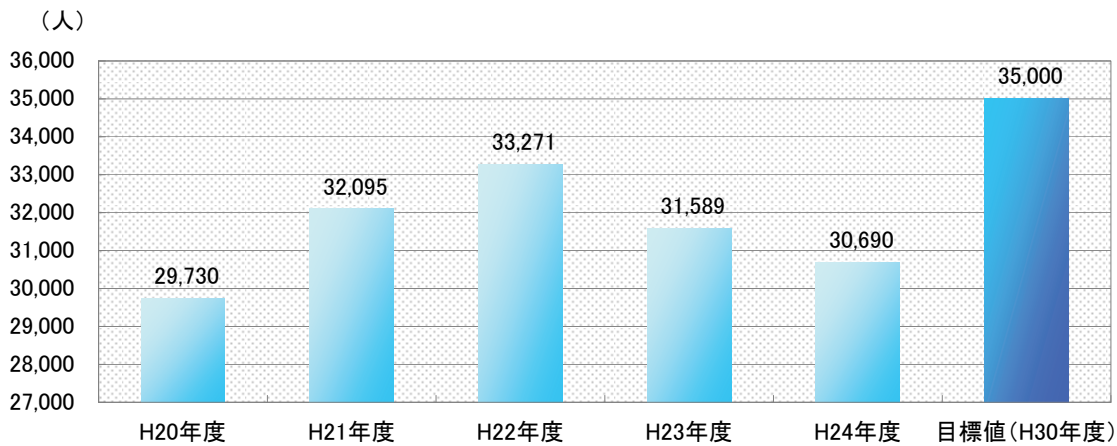
調布市内には青少年の健全育成に向けた居場所・活動場所として、児童館、青少年ステーション、青少年交流館等があります。

調布市では、放課後児童健全育成事業として、学童クラブの充実に取り組むとともに、学校施設を利用して小学生の放課後における安全な遊び場、居場所を確保するため、放課後遊び場対策事業として、ユーフォー[※]の整備を推進し、平成24年度末までに市立小学校全校への設置が完了しました。今後は、ユーフォーと学童クラブの効果的・効率的な運営を検討していく必要があります。

※ユーフォー：P.55 参照。

◆【まちづくり指標】青少年ステーションの利用者数

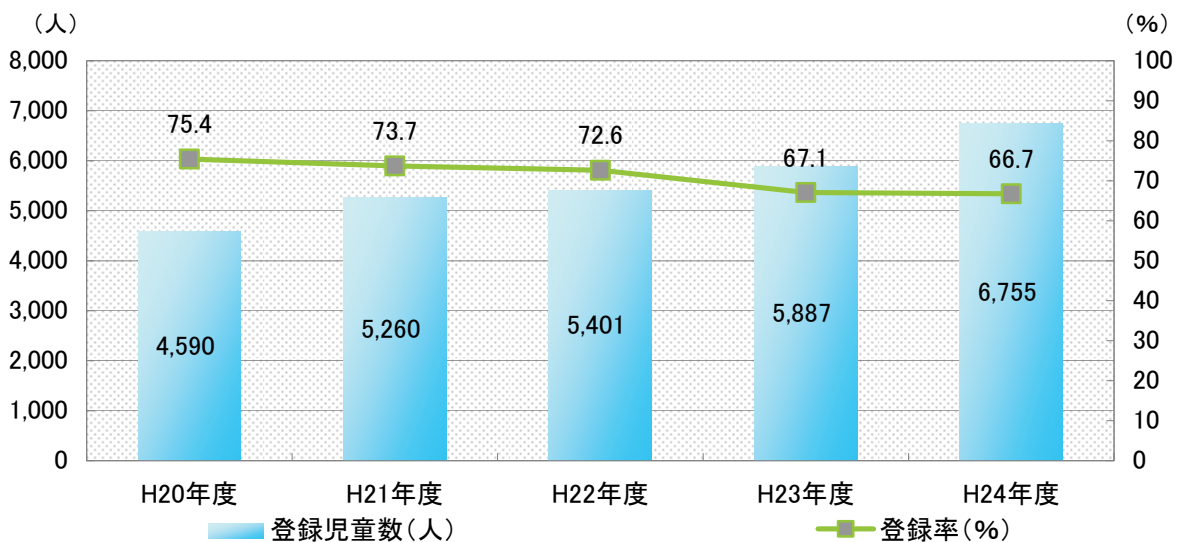
平成22年度をピークに利用者が減少しており、青少年の放課後の活動場所や活動内容の変化がうかがえます



資料：調布市事務報告書（児童青少年課）

◆ユーフォーの登録状況

登録率は若干の減少傾向がみられますが、設置小学校数の増加により登録児童数は増加しています



資料：社会教育課

※登録率は、全校児童数に占めるユーフォー登録者数の割合